

ご親族が亡くなられたときの手続き

対象者と手続きの内容	手続きに必要なもの	窓口
国民健康保険・後期高齢者保険加入者 保険証の返却、訂正手続き。 葬祭費の請求。	国民健康保険証又は後期高齢者保険証 喪主の方の預金通帳、印鑑（みとめ可）	すこやか健康課 保険係 ☎52-1707 上下水道課 分庁総合窓口係 ☎55-0111
国民年金受給者 国民年金の死亡届・未支給請求手続き。 （※）請求者は、生計を同じくしていた ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟 姉妹⑦その他三親等内の親族の順です。	国民年金証書（なくても可）、 死亡者と請求者（※）の戸籍謄本 請求者の預金通帳 請求者のマイナンバーカードもしくは 通知カード（町外在住者のみ）	町民生活課 総合窓口係 ☎52-1704 上下水道課 分庁総合窓口係 ☎55-0111
国民年金加入者 一定の要件により遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金の手続きがあります。		
厚生年金受給者、または60歳未満の厚生年金加入者 日本年金機構にお問合せのうえ、お早めに手続きを行ってください。（要事前予約）		日本年金機構 倉吉年金事務所 ☎26-5311
共済年金受給者、恩給受給者 それぞれの組合等にお問合せください。農業者年金は、農協で手続きをお願いします。		各組合、農協
障害者手帳をお持ちの方 身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳の返還届	身体障害者手帳・療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 届出者の印鑑（みとめ可）	福祉あんしん課 障がい福祉係 ☎52-1706 上下水道課 分庁総合窓口係 ☎55-0111
不動産を相続される方 相続人代表者指定届の提出		税務課 評価係 ☎52-1702
所有権移転登記（相続登記） 司法書士、又は法務局へお問い合わせください。 ※令和6年4月1日より、相続により不動産の所有権を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に所有権移転登記（相続登記）をすることが義務化されます。		司法書士総合相談 センター・とっとり ☎0857-27-4165 鳥取地方法務局 倉吉支局 ☎22-4108

その他の手続き（お亡くなりの方の名義のものがある場合）

■上水道、下水道の名義変更・・・上下水道課(分庁) 上水道 ☎55-7806 下水道 ☎55-7807

町民生活課(本庁) ☎52-1704

■町営、県営住宅入居者・・・建設住宅課 住宅係(分庁) ☎55-7805

■ケーブルテレビ加入者・・・TCC ☎53-2565 企画政策課(本庁) ☎52-1708

■町税各種(固定資産税等)・・・税務課(本庁) ☎52-1702

■農地、森林の相続

相続により、農地、森林の権利を取得した場合は届出書を提出してください。

農地の借り手を探すときなど、お手伝いをします。

農地→農業委員会事務局（分庁）☎55-7809 森林→農林水産課（分庁）☎55-7802

特別医療受給者証、介護保険者証、印鑑登録証、住基カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カードをお持ちの方は、返却ください。

<役場以外で行う手続き>

●NTT名義変更(承継)手続き・・・NTTにお問合せください。（請求書をご確認ください）

●金融機関の預金口座解約手続き・・・口座のある金融機関にお問合せください。